

# 運 航 基 準

平成18年12月11日制定

平成27年 7月25日改定

令和 2年12月28日改定

令和 3年 9月24日改定

令和 5年 1月10日改定

令和 7年11月25日改定

オホーツク・ガリンコタワー株式会社

## 目 次

第1章 目 的

第2章 運航の中止

第3章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、オホーツク観光航路及び網走沖海底堆積物採取調査航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。又、別紙運航マニュアルは、この基準を補足するものであり適用内容の異なる部分については、この基準が優先させる。

## 第2章 運行の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航地港内の気象・海象及び氷況（冬期）が次に掲げる条件の一に達していると認めるとき、または達するおそれがある場合には、発航を中止しなければならない。

港名	風速	波高	視程
紋別港	10m/s以上	1.5m以上	500m以下
	氷況（冬期） 克服不可能な氷況（氷厚40cm以上で氷盤、氷板、氷塊、砕け氷等の周辺に大きな海水面があまり見られず、互いに密接しあって十分な拡がりをもつ流氷または海面上の突出高が0.5mを超える氷丘、氷丘脈であってもいずれも群の拡がり50m×50m程度またはそれ以上の面積を占めるものをいう。ただし、これより小さい群れの拡がりであっても群と群の間隔が20m以下の場合にはこれらの群は連続しているものと見なす。）が拡がり、本船の出入港に必要な安全な航路帯がそのもっとも幅の狭い場所で100mを確保できないとき。		
網走港	10m/s以上	1.5m以上	500m以下

2 船長は、前項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

	風速	波高	視程
限定沿海	10m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	<u>1.5m以上</u>	500m以下

3 船長は航行中、周囲の気象、海象、視程が下記に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的航行の継続を中止し、反転又は避泊の措置をとらなければならない。

	風 速	波 高	視 程
限 定 沿 海	10 m/S以上 (船首尾方向の風を除く)	1.5 m以上	500 m以下

(運航の可否判断等の記録)

第3条の2 運航管理者は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、潮流等から、航海上、特に留意すべき箇所
- (3) その他運航の安全を確認するため必要な事項

(基準経路)

第5条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第6条 速力基準は、次表のとおりとする。

水上時

ガリンコ号Ⅲ IMERU

速力区分	速 力	主機関回転数（プロペラ回転数）
最 微 速	3.5ノット	450rpm（55rpm）
微 速	5.0ノット	450rpm（93rpm）
半 速	7.2ノット	450rpm（125rpm）
港内全速	10.0ノット	450rpm（164rpm）
航海速力	14.5ノット	710rpm（259rpm）
最高速力	16.0ノット	774rpm（283rpm）

氷海時（下記の速力基準表は、氷厚10、40、60cm時における速力基準であるが、速力が低速であること、また、主機関の回転数による影響力が大きくないので、航海速力及び港内全速のみ表示）

ガリンコ号Ⅲ IMERU

10cm時

港内全速	3.5ノット	450rpm(125rpm)
航海速力	3.5ノット	450rpm(125rpm)

40cm時

港内全速	2ノット	450rpm(164rpm)
航海速力	2ノット	450rpm(164rpm)

60cm時

港内全速	0.5~1ノット	450rpm(164rpm)
航海速力	0.5~1ノット	450rpm(164rpm)

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第7条 船長は次の(1)の時点で運航管理者に(2)の事項を連絡しなければならない。

ガリンコ号Ⅲ IMERU

夏期コース(運航基準図①)	(1)出航15分後
流氷2時間エリアコース(運航基準図②)	(1)出航20分後
流氷1.5時間エリアコース(運航基準図③)	(1)出航20分後
流氷1時間エリアコース(運航基準図④)	(1)出航20分後
夏期エリアコース(運航基準図⑤)	(1)出航15分後
夏期6時間エリアコースA(運航基準図⑥)	(1)出航20分後
夏期6時間エリアコースB(運航基準図⑦)	(1)出航20分後
夏期6時間エリアコースC(運航基準図⑧)	(1)出航20分後
夏期6時間エリアコースD(運航基準図⑨)	(1)出航20分後
網走沖海底堆積物採取調査航路(運航基準図⑩)	(1)出港20分後

(2)連絡事項

- ①通過地点
- ②通過時刻
- ③天候、風向、風速、波浪、氷況(冬季のみ)、視程の状況
- ④その他運航管理上必要と認める事項

- 2 船長は、航行中に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第8条 船長は入港15分前となったときは、運航管理者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
  - (2) 運航管理者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとする。
- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
  - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
  - (3) 岸壁付近の風向、風速、波浪（風浪、うねりの方向、波高）、潮流（流向、流速）及び氷況（冬季のみ）
  - (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第9条 船長及び運航管理者との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
通常及び緊急の場合	オホーツク・ガリンコタワー(株)本社事務所 0152-23-1100	携帯電話・無線 船舶衛星電話

(機器点検)

第10条 船長は入港着岸前、防波堤手前300m等入港地の状況に応じ安全な海域において機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を船長は、航海日誌に、運航管理者は、運航管理記録簿に記録するものとする。